リース契約に関する特則

第1条(リース契約)

1.　お客様は、本カメラについて当社から以下の条件でリースすることを選択できるものとし、申込書においてその旨明記するものとします。その場合、当社は当該お客様に対して本カメラをリース（賃借）するかどうか、当社として必要と考える審査を行うものとし、当社がリースを行うと自己の裁量で判断した場合、リモートモニタリングサービス利用規約第 1 条第 3 項に基づく本サービスの申込完了通知とともに、リース契約の成立をお知らせするものとします。本条に基づきリース契約が成立した場合（当該利用者を以下「リース契約者」といいます。)、当社は本カメラをリース契約者にリース（賃貸）し、リース契約者はこれを借り受けるものとします。

2.　リース契約者には、リモートモニタリングサービス利用規約の各条項に加え、本リース契約に関する特則(以下「リース特則」といいます。）が適用されるものとします。

3.　リモートモニタリングサービス利用規約にて定義されている用語については、リース特則においても同じ意味をもつものとします。

第2条(リース料金)

1.　リース契約者は、当社に対して次に定めるリース料金（以下「リース料金」といいます。）を消費税相当額とともに支払うものとします。なお、リース料金は、本サービスに加入する本カメラ 1 台ごとに発生するものとします。

2.　リース料金の支払方法は毎月払い（1,450 円（税抜）/月）または 24 ヶ月分一括前払い（34,800 円（税抜））よりお選びいただけます。

3.　リモートモニタリングサービス利用規約第 7 条第 3 項に基づき利用契約の有効期間が 1 年間延長された場合、本カメラは、当該延長された 1 年間、再リースされたものとみなし、リース契約者は次に定める再リース料金（以下「再リース料金」といいます。）を当社に消費税相当額とともに支払うものとします。利用契約の 1 年間の延長以降、リモートモニタリングサービス利用規約第 7 条第 3 項に基づき、利用契約の有効期間が更に延長された場合も同様とします。なお、再リース料金は、本サービスに加入する本カメラ 1 台ごとに発生するものとします。

3.　再リース料金は年額 1,450 円（税別）とし、一括前払いとします。

4.　当社は、リモートモニタリングサービス利用規約第 8 条第 1 項に基づき当社がリース契約者に交付する請求書にあわせて、請求書発行時点で未だ支払を受けていないリース料金および再リース料金に関する請求書をリース契約者に交付するものとします。リース契約者は当該請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、当社の指定する銀行口座に振り込むことにより、当該請求書記載の金額をその金額に課税される消費税相当額とともに支払うものとします。なお、振込手数料はリース契約者の負担とします。

第3条(本カメラの使用および保管)

1.　リース契約者は、その責任と費用負担で、リモートモニタリングサービス利用規約およびリース特則の各条項、本カメラの取扱説明書および当社の指示に従って、善良なる管理者の注意をもって本カメラの使用および保管を行うものとします。

2.　当社または当社の指定した者が、本カメラの現状、稼働状況または保管状況を調査することを求めた場合、リース契約者はこれに応じるものとします。

第4条(所有権標識)

1.　当社は、本カメラについて当社が所有権を有する旨の標識（以下「所有権標識」といいます。）を本カメラに貼付できるものとし、また、リース契約者は当社が請求した場合、当社に対価または費用を請求することなく、

速やかに本カメラに所有権標識を貼付するものとします。
2.　リース契約者は、リース契約の有効期間中、本カメラに貼付された所有権標識を維持するものとします。

第5条(禁止事項)
1.　リース契約者は、リモートモニタリングサービス利用規約第 6 条に加えて、本サービスの利用にあたり、別途当社の書面による承諾を取得しない限り、以下の行為を行ってはならないものとします。
(1)　本カメラを、第三者に譲渡もしくは転貸し、または自己もしくは第三者のための担保の用に供すること
(2)　本カメラの全部もしくは一部の分解、解析、改造、損壊、その他本カメラの現状を変更すること
(3)　本カメラを第三者に転貸すること
(4)　本カメラを他の不動産に付着させること
2.　前項に基づき当社の承諾を得て本カメラを不動産に付着させる場合、リース契約者は、事前に不動産の所有者等から、本カメラが不動産に附合しない旨の書面を取得し、当社が要求した場合、その写しを提供するものとします。また、その場合に、本カメラを不動産から離脱させるときに不動産に生じる損傷について、リース契約者は、自らの費用および責任において対処するものとし、当社は当該損傷について一切責任を負わないものとします。
3.　第三者が本カメラについて何らかの権利を主張し、当社の所有権を侵害するおそれがある場合、リース契約者は、本カメラが当社の所有物であることを主張し、その侵害防止に努めるとともに、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

第6条(有効期間)
1.　リース契約の有効期間は、利用契約の成立した日を含む月から起算し、当該月から 24 ヶ月目となる月の末日までとします（以下、利用契約の成立した日を含む月から起算し、24 ヶ月目となる月の末日を「リース契約の満了日」といいます。）
2.　リース契約が成立した場合、リモートモニタリングサービス利用規約第１条第３項にかかわらず、利用契約の有効期間は、リース契約の満了日まで自動的に延長されるものとします。
3.　リース契約者の都合により、リース契約の満了日以前にリース契約を中途解約する場合、当社が別に定める解約申込書により、中途解約の月の月末までに当社に届け出るものとします。中途解約の月の月末までに当社が記載不備のない解約申込書を受領した場合、中途解約の月の月末をもってリース契約は解約されるものとします。本項に基づきリース契約が解約された場合、利用契約も同時に解約されるものとします。
4.　「2 年リース契約（毎月払い)」プランのリース契約者が中途解約した場合、実際の利用状況にかかわらず、解約月以降のリース契約の有効期間の残月数に金 1,450 円（非課税）を乗じた額を一括で、当社指定の方法によって当社に支払うものとします。なお、中途解約の結果、リース契約が月の途中で終了したときであっても、当該月に係るリース料金は減額されないものとし、リース契約者は当該月に係るリース料金を当社に支払うものとします。
5.　再リースの期間中、事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合でも、再リース料金は、減額または返金されないものとします。

第7条（本カメラの返還等)
1.　リース契約者は、事由の如何を問わず、利用契約、リース契約が再リースされることなく終了した場合または再リース期間が終了した場合（リース期間または再リース期間の満了日前に終了した場合も含みます。）、本カメラをリース契約者の責任と費用負担により原状に復したうえで、当社が別に定める返還方法に従い、当該

終了日から30日以内に、当社が別に定める場所に送付または返却することにより、返還するものとします。
2.　前項で定める返還期限を経過後もなお本カメラの返還がなされない場合、当社は、リース契約者に対して、本カメラ未返還時の賠償金（以下「賠償金」といいます。）を請求する場合があります。この場合、リース契約者は当社が請求した日から30日以内に賠償金を当社の指定した方法によって支払うものとします。
3.　リース契約者から本カメラの返還を受けた際に本カメラ以外の物品等が本カメラとともに送付された場合、当社は、リース契約者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、リース契約者に対し何ら事前の通知または催告を行うことなくこれを廃棄、処分等することができるものとし、リース契約者はこれに異議を唱えないものとします。当社は、リース契約者から送付された物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いについて一切責任を負いません。
4.　本カメラの引渡しから返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他リース契約者および当社のいずれの責任にもよらない事由により生じた本カメラの滅失、毀損、その他の一切の危険はすべてリース契約者の負担とします。

第８条（本カメラの故障、紛失等）
リース契約者は、リース契約が成立した月から起算して24ヶ月目となる月の末日まで期間中、本カメラが当社推奨の動作環境に、本カメラの説明書に記載の方法により設置され、かつ操作されていたにもかかわらず、本カメラが故障した場合、当社が指定するコールセンターへの連絡を通じて、その旨を当社に通知し、故障した本カメラ（以下「故障品」といいます。）を当社が別に定める方法に従い、当該故障通知日から起算して30日以内に、当社が別に定める場所に送付することで、当該期間中１回に限って、第2項に定める措置を当社に対して求めることができるものとします。
2.　当社は、第1項の通知を受領後、本カメラ送付先に故障品の代品を無償で送付します。その場合、代品が故障品と異なる機種等となることにリース契約者は同意するものとします。
3.　故障品の故障が、当社推奨の動作環境下に本カメラを設置しなかった、または、本カメラの説明書に記載の設置または操作方法をとっていないなど、リース契約者の責に帰すべき事由により生じたものである場合、当社は、前項に基づきリース契約者に代品を無償で送付する義務を負わないものとします。この場合、リース契約者は、別途当社に対して、当社が指定する修理料金に基づく有償修理を依頼できるものと、当社は当該依頼を受けるかどうか検討するものとします。
4.　リース契約者から故障品を受領した際に故障品以外の物品等が故障品とともに送付された場合、当社は、リース契約者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、リース契約者に対し何ら事前の通知または催告を行うことなくこれを廃棄、処分等することができるものとし、リース契約者はこれに異議を唱えないものとします。当社は、リース契約者から送付された物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いについて一切責任を負いません。

附則
2014 年 9 月 18 日制定
2015 年 10 月　19 日改定